

# 循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法

← 基本理念

循環型社会形成推進基本法

← 基本的枠組み

廃棄物処理法

資源有効利用促進法

← 一般的仕組み

← 個別物品の特性に  
応じた規制

目的：国等が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進する。また、情報の提供を行う。これにより需要の転換を図る。

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

建設リサイクル法

食品リサイクル法

グリーン購入法

島根県グリーン調達推進方針

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築



# グリーン購入法の概要

---

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成13年4月1日施行)

- 目的(第1条)環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について

国等の公的部門における調達の推進  
情報の提供など

環境負荷の少ない持続可能な社会の構築



## グリーン購入法の概要(2)

---

- 国等における調達推進  
『基本方針』の策定(第6条)  
毎年度「調達方針」作成・公表  
「調達方針」に基づき、調達推進  
調達実績の取りまとめ・



## グリーン購入法の概要(3)

---

- 地方公共団体における調達推進(第10条)
  - 毎年度「調達方針」作成・公表
  - 「調達方針」に基づき、調達推進(努力義務)
- 事業者・国民の(第5条)
  - 物品購入に際し、できる限り、環境物品等を選択(一般的責務)

# グリーン購入法のしくみ

## 国等における調達推進

### 「基本方針」の策定

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

### 国等の各機関

(国会、裁判所、各省、特殊法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表  
環境大臣への報告

環境大臣が各大臣等に必要な要請

## 地方公共団体

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進  
(努力義務)

### 島根県グリーン調達推進方針

環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮

## 事業者・国民

物品購入等に際し、できる限り  
環境物品等を選択  
(一般的責務)

## 情報の提供

### 製品メーカー等

環境物品等についての適切な情報提供

### 環境ラベル等の情報提供体制

- ・科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供
- ・適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討



# 島根県グリーン調達推進方針(1)

**目的: 本県におけるグリーン購入の  
一層の推進を図る**

県は環境負荷の低減に資する物品等の優先的調達  
に率先して取り組む

**環境物品等の市場の形成や開発の促進  
(地域経済における環境物品等への需要の  
転換を促す) 持続可能な循環型社会  
の形成に寄与**



## 島根県グリーン調達推進方針(2)

### **環境配慮製品等の優先調達を推進**

#### 基本的な考え方 留意事項

- 必要かつ適正な量を適正なタイミングで調達
- 環境負荷の少ない製品やサービスを調達
- 資源やエネルギー消費が少ない製品やサービスを調達
- 長期使用が可能な製品を調達



## 島根県グリーン調達推進方針(3)

---

### 基本的な考え方 留意事項

- 再使用・リサイクルが可能な製品を調達
- 再生素材や再使用部品を多く利用している製品を調達
- 処理や処分が容易な製品を調達
- 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品・サービスを調達





# 島根県グリーン調達推進方針(4)

---

## 公共工事における対応

- (1) 特定調達品目及び判断の基準等

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。

# 特定調達品目(公共工事:資材)

分類	品目名分類	品目名
資材 (抜粋)	アスファルト・コンクリート 塊リサイクル資材	再生加熱As混合物 再生骨材等
	盛土材	建設汚泥再生処理土
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	フライアッシュセメント
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック
	園芸資材	バークたい肥



# 特定調達品目(公共工事:建設機械)

分類	品目名分類	品目名
建設機械	-	排出ガス対策型建設機械 (排出ガス成分及び黒煙の量規定)
		低騒音型建設機械 (騒音の測定値規定)



## 特定調達品目(公共工事:工法)

分類	品目名分類	品目名
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装(表層)	路上表層再生工法
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法



# 特定調達品目(公共工事:目的物)

分類	品目名分類	品目名
目的物	高機能舗装	排水性舗装
		透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

# 公共工事におけるグリーン調達推進 方針への対応

基準書、工事特記仕様書に反映

## 特記仕様書条項

### 第10条 再生資材の使用

再生砕石、再生アスファルト

植生基盤材(リサイクルチップ吹付工法等)

### 第15条 低騒音型・低振動型建設機械の使用

### 第16条 建設機械の排ガス対策

『トンネル工事用排出ガス対策型建設機械』等

### 第25条 県産木材の利用について

『しまねの木認証要領』による県産木材、間伐材を使用

# しまねグリーン製品認定制度

- (循環資源を利用した製品の認定と普及促進)

廃棄物の発生抑制・再資源化の推進

循環型社会の形成  
地球温暖化の防止

環境に配慮した県産品の育成  
県内産業の振興

# しまねグリーン製品認定制度(背景)

## 循環型社会の形成

### 産業廃棄物減量税の導入

その目的達成のためには、併せて  
リサイクル促進策の充実が求められる

リサイクルにより製造された製品の販路  
拡大を図る必要あり

産業廃棄物最終処分場有税化との関連

## 県内産業の振興

リサイクル製品を研究・開発し、  
製品化する事業者の支援

県自らの調達促進、他の自治体、  
事業者、一般県民への普及啓発  
及び認定マーク付与によるブランド化

県内産リサイクル製品の箱付け





# しまねグリーン製品認定制度(1)

---

## 認定対象製品の内容

生活環境保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造・加工されている製品

申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6月以内に県内で販売されることが確実

認定基準に適合している



# しまねグリーン製品認定制度(2)

## 認定基準

区 分	基 準 等
循環資源の利用	品目ごとに定める率の循環資源を原材料として使用していること。
安全性への配慮	次の基準を満たすこと ア 特別管理(一般、産業)廃棄物を原材料としていないこと。 イ 環境基本法に基づく、「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。
規 格 等	次のいずれかの規格に適合しているか、準じていること。 ア 日本工業規格(JIS)、イ 日本農林規格(JAS) ウ エコマーク商品認定基準 エ 島根県公共工事共通仕様書 オ その他公的な機関が定める品質の基準



# しまねグリーン製品認定制度(3)

## 認定手続きの流れ

<b>募集</b> 上期4月 下期10月		<b>申請</b> 4月末まで 10月末まで		<b>認定審査</b> (認定委員会) 8月 2月		<b>認定</b> 8月 2月		<b>通知</b> 9月 3月
----------------------------	--	------------------------------	--	------------------------------------	--	-----------------------	--	-----------------------

認定の有効期間は3年とし、更新可



## しまねグリーン製品認定制度(4)

---

### ■ 利用促進

県では、グリーン購入制度に基づく調達促進  
県民、事業者、市町村等に対しては、利用促進  
の働きかけ

- ・「しまねグリーン製品認定マーク」の付与と使用承認
- ・「しまねグリーン製品普及促進ネットワーク」(仮称)の構築
- ・エコショップ等と連携したキャンペーン活動
- ・県HPでの紹介、製品パンフレット作成配布、展示会等

# しまね・ハツ・建設ブランド

県内の建設業者及び建設関連業者が開発、施工又は製造する新技術を「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行い、県が発注する公共工事等において、活用機会の拡大が図られるよう、積極的に技術情報の提供を行うもの。

連携

しまねグリーン製品認定制度